

(仮称) 長野市ごみのポイ捨て等を防止し、きれいなまちをつくる条例(案)概要

条例制定における基本的な考え方

市では、これまでごみのないきれいなまちづくりを推進するため、環境美化啓発活動を実施してきました。さらに、従来からの市民はじめ事業所や団体等の皆さんの環境美化活動により、たばこの吸い殻等のポイ捨ても減少するなど、市内において「捨てられにくい環境づくり」が進んでいます。しかしながら、ごみのポイ捨て、家庭ごみ等の投棄及び飼い犬のふんの放置のほか、ポイ捨てだけでなく火傷被害につながる可能性がある路上・歩行喫煙もいまだに見受けられ、市民や関係団体等から環境美化等に対する一層の取組について要望が寄せられています。

このことから、市民・来訪者の快適性・安全性と良好な生活環境の確保により、「ごみのないきれいなまち」を実現していくため、「(仮称) 長野市ごみのポイ捨て等を防止し、きれいなまちをつくる条例」を制定するものです。

条例(案)の主な内容

目的：「ごみのないきれいなまち」の実現

市民・来訪者の快適性・安全性の確保

良好な生活環境の確保

果たすべき責務

市

・環境美化に関する必要な施策を実施するとともに、市民・来訪者及び事業者の美化意識啓発を実施します。

市民・
来訪者

・自ら環境美化に関する意識を高め、美化活動等を行うように努めます。
・市が実施する施策に協力します。

事業者

・従業員への環境美化に関する意識の啓発を行い、自己の施設等の清潔を保持するように努めます。
・ポイ捨て防止に関して消費者への意識の啓発等に努めます。
・飲食物の自動販売機の設置・管理者は、空き缶等の回収容器を設置・管理するように努めます。
・市が実施する施策に協力します。

具体的項目

吸い殻等のポイ捨ての禁止 吸い殻や空き缶等のポイ捨てをしてはいけません。

重点区域の指定 ・ポイ捨て防止のため、重点区域を指定することができます。
・ポイ捨て防止に関する必要な施策を実施します。

路上・歩行喫煙における配慮 屋外の公共の場所において、歩行中のとき、自転車等に乗車中のとき、又は灰皿等の吸い殻入れが設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときは、喫煙をしないように努めます。

家庭ごみ等の投棄禁止 家庭ごみ等を捨ててはいけません。

飼い犬のふんの放置禁止 飼い犬のふんを放置してはいけません。

対象区域

市内全域とします。

罰則

市民等に対してマナーの向上を呼び掛けることとし、規定しません。

指導・勧告

ポイ捨て、家庭ごみ等の投棄又は飼い犬のふんの放置をした者に対して、市長は、原状回復等を指導・勧告することができます。

関係法令でも禁止行為や罰則が定められています

吸い殻等のポイ捨て、家庭ごみ等の投棄、飼い犬のふんの放置等は、関係法令で禁止行為が定められており、悪質な場合は罰せられることがあります。

市では、今回新たに制定を目指す条例と関係法令に基づき、「ごみのないきれいなまち」の実現を目指します。

関係する法令（主なもの）

◇吸い殻等のポイ捨て、家庭ごみ等の投棄に関するもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、軽犯罪法、道路法、河川法、自然公園法、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

◇路上・歩行喫煙に関するもの

長野市火災予防条例（ただし、重要文化財等の周囲に限る）

◇飼い犬のふんの放置に関するもの

動物の愛護及び管理に関する条例（長野県）

ご意見をお寄せください

1 募集期間

8月25日（水）～9月24日（金）（当日消印有効）

2 条例（案）の閲覧場所及び「意見・提案用紙」配布窓口

市役所（環境政策課、行政資料コーナー）、各支所、市ホームページ

3 意見・提案の提出方法

所定の意見用紙に必要事項を記入の上、閲覧場所に直接お持ちいただくか、郵送、ファクスまたはEメールで環境政策課へ

◆スケジュール

時期	内容
8月4日	環境審議会
5日	会派説明（意見募集）
25日	市民意見募集（市HP、市役所・支所、広報ながの）（～9月24日）
11月4日	環境審議会
8日	会派説明（市民意見結果） 市民意見結果公表
12月	市議会議案提出
平成23年1～3月	事前周知
4月1日	条例施行（予定）

